

令和4年5月26日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和4年5月26日（木曜日）午前10時00分～午後10時24分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和4年第2回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について

(2) その他

- ①事故の報告について
- ②事故の報告について
- ③事故の報告について
- ④事故の報告について
- ⑤事故の報告について
- ⑥公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について
- ⑦「2022 あおもりウォーターフェア」の開催について

○出席委員

委員長	神山昌則	委員	工藤健
副委員長	山本武朝	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	里村誠悦

○欠席委員

委員	中田靖人	委員	藤原浩平
----	------	----	------

○説明のため出席した者の職氏名

企 業 局 長 鈴 木 裕 司
都 市 整 備 部 長 清 水 明 彦
浪 岡 振 興 部 長 三 浦 大 延
水 道 部 長 横 内 修
交 通 部 長 佐々木 淳
都 市 整 備 部 理 事 佐々木 浩 文

都 市 整 備 部 次 長 土 岐 政 温
浪 岡 振 興 部 次 長 小 笠 原 聡
水 道 部 次 長 一 戸 隆 雄
水 道 部 総 務 課 長 小 山 内 政 広
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議 事 調 査 課 主 査 柿 崎 良 輔

議 事 調 査 課 主 査 木 村 結 衣

○神山昌則委員長 ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

本日は、藤原委員と中田委員が所用のため欠席となります。

なお、所管の報告事項に係る質疑応答のため、三浦浪岡振興部長が本協議会に出席しております。よろしく申し上げます。

それでは、本日の案件に入ります。

令和4年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「専決処分の報告について」は、関連する5件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、令和4年第2回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分5件につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御説明いたします。

なお、本案件につきましては、これまでに本協議会におきまして御報告させていただいております案件ではありますが、改めて御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和3年4月12日月曜日、午前7時20分頃、新城字平岡の市道新城緑ヶ丘11号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側後輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として1340円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年3月31日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和3年12月8日水曜日、午前12時頃、三内字稲元の市道三内稲元38号線におきまして、駐車中の車両の右側前輪部が道路の陥没により落下したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両点検費及び牽引費用として11万円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年3月31日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料3を御覧ください。

事故の発生は、1つ目の事故が令和3年12月28日火曜日、午後4時頃、2つ目の事故の発生が令和3年12月21日火曜日、午前7時15分頃、同じく青柳一丁目の市道石森橋通り線を走行中に、車両に石森橋上部の雪庇が落下し、両事故ともに車両のルーフの部分を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として、1つ目の事故は26万5540円を、2つ目の事故は23万3583円を負担することで合意し、合意内容につきましては、1つ目は令和4年3月31日に、2つ目は令和4年

5月17日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和4年2月14日月曜日、午後7時30分頃に、原別三丁目の市道原別平新田線の側道に停車していた車両に、市道橋原別跨線橋から雪庇が落下しまして、車両の左側部分を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費9万3665円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年5月17日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、いずれも市が加入しております、道路賠償責任保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。里村委員。

○里村誠悦委員 この前も聞いたんですけども、石森橋の雪庇が落下した。それから、最後のほうも何だっけ——今後について、落ちてこないようにとか、防止法として、どんなことを考えていますか。

○神山昌則委員長 都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 石森橋等の雪庇対策についての御質疑でありますけれども、こういった原因で、事故の発生した箇所というのが、全部で十七、八か所、実はありまして、そういったところにつきましては、まずは、早期にパトロール等の人力で、雪庇を早く落とすということが第1になろうかと思えます。また、国、県でどういう対策をとっているかということにつきましては、例えば、電熱線を入れるとか、屋根の雪庇にあるようなセツピくんみたいなものを設置するとか、様々な事故対策に努めているようではありますけれども、国と県から確認したところ、どうしても、やっぱりいろんな設備を設置しても、雪庇はつく。そういうことはもう、防ぎようがないというお話もありまして、まずは、今のところその費用対効果も含めて、検討していきたいと考えているところであります。

〔里村誠悦委員「はい」と呼ぶ〕

○神山昌則委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する2件の専決処分について、一括で報告を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 令和4年第2回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

まず、お手元の資料①を御覧ください。

事故の発生につきましては、令和4年2月9日水曜日、午後1時35分頃、東北自動車道上り——青森IC～浪岡IC間になりますが、そこにおきまして、青森方面から浪岡方面へ走行中の車両に東北自動車道を跨ぐ市道橋、北藤巻橋から雪庇が落下し、フロントガラス及び右サイドミラーが損傷したものであります。

この件に関しましては、先般、3月8日に開催されました都市建設常任委員会で御報告させていただいたところであります。

次に、賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び車両運搬費として27万2668円を負担することで合意し、合意内容につきまして、令和4年5月2日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

続きまして、資料②を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月7日月曜日、午後6時15分頃、浪岡大字女鹿沢字稲本258番地1付近の市道稲本7号線におきまして、藤崎方面から浪岡方面へ走行中の車両が道路の穴2箇所へ落ち、左側前輪タイヤ、ホイール、左側後輪ホイール及びフロントバンパーが損傷したものであります。

この件に関しましては、先般、4月21日に開催されました本協議会で御報告させていただいたところであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として5万7125円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年5月16日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、いずれも市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和4年第2回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

最初に、「事故の報告について」は、関連する5件の事故について一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○佐々木浩文都市整備部理事 市道等の破損に起因して発生しました事故につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月2日水曜日、午後5時45分頃に、浜田字玉川付近の市所有の法定外公共物道路におきまして、走行中の車両が道路の穴へ落ち、右側前後輪タイヤを損傷したものであります。

続きまして、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月11日金曜日、午前5時頃に、牛館字松枝の市道新町

野6号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ及び右側前後輪ホイールを損傷したものであります。

続きまして、資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和4年3月11日金曜日、午後6時30分頃に、幸畑字唐崎の市道筒井幸畑団地線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

続きまして、資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和4年4月16日土曜日、午後2時30分頃に、浜田字玉川の市道浜田20号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ、ホイールを損傷したものであります。

最後、資料5を御覧ください。

事故の発生は、令和4年5月4日水曜日、午前11時30分頃に、国道103号を走行中の車両が、市道中央卸売市場1号線と交わる青森中央大学付近の交差点で信号待ちのために停車していたところ、当日暴風警報の影響もあったかと思いますが、暴風の影響によりまして、国道103号の歩道に設置しておりました市管理の案内板から金属片が落下し、車両を損傷したものであります。

事故現場につきましては、事故の通報を受けまして、当日職員がパトロールの上、安全確認をしたところであります。

なお、今回の事故につきましては、幸いけが人がなく、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉しております。

先ほど、交差点の場所を青森中央大学と言いましたけれども、青森中央学院大学付近の交差点ということで修正していただければと思います。

事故の報告につきましては、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 令和4年第2回市議会定例会へ提出を予定しております公の施設に係る利用料金制導入のための関係条例の整備に関する条例の制定についてのうち、青森市都市公園条例の改正につきまして御説明いたします。

なお、このたび提出いたします条例の制定につきましては、11条例、22施設を1つの議案としており、教育委員会を所管いたします文教経済常任委員会に付託されることになっております。

それでは、青森市都市公園条例の改正内容について御説明いたします。

配付資料を御覧ください。

まず、「1 提案理由」であります。浪岡振興部が所管いたします、浪岡野球場

外3施設及び市の所管する施設のうち令和5年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了いたします施設につきまして、令和5年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、関係条例を一括して、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 改正する条例及び対象施設」につきましては、10番の青森市都市公園条例にあります浪岡野球場、浪岡庭球場、浪岡陸上競技場、浪岡相撲場となっております。

次に、各施設の施設概要等につきましては、「3 施設概要、使用料並びに利用状況及び収支の状況」として、別紙に記載のとおりとなっております。

次に、「4 利用料金制を導入する理由」であります。利用料金制につきましては、地方自治法第244条の2第8項におきまして、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができると規定されており、その導入に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針におきまして、施設の性格や利用実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討した上で、積極的に活用を図るものとするところとされています。

今回、利用料金制を導入しようとする施設におきましては、利用料金制度を導入することにより、使用料納付や還付等に係る市と指定管理者間の事務処理手続の軽減が期待できること、様々なサービス内容の工夫や時間帯ごとの施設稼働率に応じた料金設定による収入増及び利用の掘り起こし等が期待できることから、利用料金制を導入しようとするものであります。

なお、利用料金制の導入につきましては、当該施設は使用料収入ですべての経費を賄うことができない施設でありますことから、その差額を指定管理料で賄う一部利用料金制を導入することとし、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があると考えまして、他の利用料金制導入施設と同様に弾力条項を設けることとし、その幅につきましては、利用料金制度を導入しております他の施設を参考に、乗率を0.7から1.3までの間としようとするものであります。

次のページを御覧ください。

「5 主な改正箇所」であります。利用料金制の導入に当たりまして、利用料金を指定管理者の収入として収受させますことから、資料記載のとおり所要の改正を行うものであります。

「6 施行期日」につきましては、令和5年4月1日としております。

最後に、「7 指定管理者の選定スケジュール」であります。条例改正案につきましては、本年第2回定例会にお諮りする予定としており、御議決いただけましたら、御覧のスケジュールにより手続を進めてまいりたいと考えているところであります。

説明は、以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、『2022 あおもりウォーターフェア』の開催について」報告を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 2022 あおもりウォーターフェアの開催について御報告をいたします。

毎年、6月1日から7日は水道週間として、水道事業に関する普及啓発行事が全国一斉に展開されております。

水道部におきましても、多くの市民の皆様にご理解と関心を深めていただくため、来る6月4日土曜日に、本庁舎サードプレイス・北の広場・南の広場を会場に、3年ぶりとなるあおもりウォーターフェアを開催いたします。

今年は、「水に学び、つなぐ未来へ」をテーマとし、わくわく心が躍る体験を全身で味わって、夢のある未来へと繋げてほしいという思いを込め、子供から大人まで楽しめる様々な企画や展示を用意しております。

9時30分からのオープニングセレモニーを皮切りに、前回の開催時に大好評でありました参加型水鉄砲サバイバルゲーム、ウォーターサバゲーや、大迫力の恐竜ウォーターミストの設置のほか、特設ステージ上では、水をテーマとしたウォーターマジックショーや当日申込みで参加できる早押しクイズ王決定戦の開催を予定しております。また、世界に一つだけのペットボトルオリジナルラベルの作成、水道のお仕事体験コーナーなどを新たに実施するとともに、水質実験コーナー、市内の保育園児による水に関する絵画の展示、さらに水道部のSDGsの取組についての紹介など、見て、触れて、体験しながら、子どもから大人まで水道事業について、理解と関心を深められるような内容としております。

委員の皆様におかれましても、足をお運びいただければと存じます。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

このほか、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。奥谷委員。

○奥谷進委員 今日の案件ではありませんが、先般、県の盛土総点検の最終結果で、3か所で是正措置が必要と発表されたわけではありますが、その中で、青森市の道路脇の盛土について、暫定結果の変更はないとの報告がありましたが、どの地区、箇所になるのか、御報告をお願いします。

○神山昌則委員長 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 盛土総点検ということで青森市の地区につきましては1か所、野内地区となっております。こちらは、県の調査が終了しましたら、具体的な対策について市へ下りてくるということで伺っております。

○**奥谷進委員** やはり道路脇ということで我々も、かつての野内駅周辺は、盛土されているということは承知しておるわけですが、やはり県でもそのように受けとめて、今後の対応策を考えるってことでよろしいですか。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** そのように伺っております。

〔奥谷進委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○**神山昌則委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)